

香川県教育委員会公益通報（外部の労働者からの通報）事務処理要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="190 295 1086 327">香川県教育委員会公益通報（外部の労働者等からの通報）事務処理要綱</p> <p data-bbox="201 367 280 399">（目的）</p> <p data-bbox="156 406 1108 550">第1条 本要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者等から教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に対する公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p data-bbox="201 598 392 630">（相談及び通報）</p> <p data-bbox="156 638 1108 742">第2条 本要綱において「相談」とは、外部の労働者等が、通報の前段階において、事務局に対して書面、郵便、電話、電子メール、ファクシミリ、面会等（以下「書面等」という。）により助言を求める行為をいう。</p> <p data-bbox="156 750 1108 853">2 本要綱において「通報」とは、外部の労働者等が、公益通報の対象となる犯罪行為や法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている具体的事実を書面等により事務局に対して知らせる行為をいう。</p> <p data-bbox="201 901 616 933">（相談受付窓口及び通報受付窓口）</p> <p data-bbox="156 941 1108 1045">第3条 外部の労働者等からの公益通報に関する制度の概要、通報処理の手続き及び通報先の問い合わせ等の相談については、総務課を相談受付窓口とする。</p> <p data-bbox="156 1053 1108 1125">2 外部の労働者等からの通報については、処分又は勧告等をする権限を有する担当課（以下「担当課」という。）を通報受付窓口とする。</p> <p data-bbox="179 1173 369 1204">（通報者の範囲）</p> <p data-bbox="156 1212 1108 1388">第8条 通報受付窓口は、通報対象事実に関係する事業者に雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者及び当該事業者の役員からの通報を受け付ける。</p>	<p data-bbox="1187 295 2049 327">香川県教育委員会公益通報（外部の労働者からの通報）事務処理要綱</p> <p data-bbox="1187 367 1265 399">（目的）</p> <p data-bbox="1142 406 2094 550">第1条 本要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者から教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に対する公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものである。</p> <p data-bbox="1187 598 1377 630">（相談及び通報）</p> <p data-bbox="1142 638 2094 742">第2条 本要綱において「相談」とは、外部の労働者が、通報の前段階において、事務局に対して書面、郵便、電話、電子メール、ファクシミリ、面会等（以下「書面等」という。）により助言を求める行為をいう。</p> <p data-bbox="1142 750 2094 853">2 本要綱において「通報」とは、外部の労働者が、公益通報の対象となる犯罪行為や法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている具体的事実を書面等により事務局に対して知らせる行為をいう。</p> <p data-bbox="1187 901 1579 933">（相談受付窓口及び通報受付窓口）</p> <p data-bbox="1142 941 2094 1045">第3条 外部の労働者からの公益通報に関する制度の概要、通報処理の手続き及び通報先の問い合わせ等の相談については、総務課を相談受付窓口とする。</p> <p data-bbox="1142 1053 2094 1125">2 外部の労働者からの通報については、処分又は勧告等をする権限を有する担当課（以下「担当課」という。）を通報受付窓口とする。</p> <p data-bbox="1164 1173 1355 1204">（通報者の範囲）</p> <p data-bbox="1142 1212 2094 1316">第8条 通報受付窓口は、通報対象事実に関係する事業者に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者からの通報を受け付ける。</p>

(様式3)

番 年 月 日

総務課長 殿

〇〇課長

外部労働者等からの公益通報の受付について（報告）

このことについて、下記のとおり公益通報として、〇件受け付けたので報告します。

記

1. 受付年月日 年 月 日
2. 対象法令 〇〇法第〇条第〇項第〇号

(様式3)

番 年 月 日

総務課長 殿

〇〇課長
(公印省略)

外部労働者からの公益通報の受付について（報告）

このことについて、下記のとおり公益通報として、〇件受け付けたので報告します。

記

1. 受付年月日 年 月 日
2. 対象法令 〇〇法第〇条第〇項第〇号

<p>(様式4)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>総務課長 殿</p> <p style="text-align: right;">○○課長</p> <p>外部労働者<u>等</u>からの公益通報に伴う処理の終了について（報告）</p> <p>年 月 日 第 号で報告しました公益通報については、○○法第○条第○項第○号に基づく○○（処分名を記載する。例：指示処分）を行い、通報処理を終了したので、報告します。</p>	<p>(様式4)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 号 日</p> <p>総務課長 殿</p> <p style="text-align: right;">○○課長 <u>(公印省略)</u></p> <p>外部労働者からの公益通報に伴う処理の終了について（報告）</p> <p>年 月 日 第 号で報告しました公益通報については、○○法第○条第○項第○号に基づく○○（処分名を記載する。例：指示処分）を行い、通報処理を終了したので、報告します。</p>
--	--

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。